

## ◆職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職務経歴等記録書の普及）

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面（次項において「職務経歴等記録書」という。）の様式を定め、その普及に努めなければならない。

2 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとする。

## ◆厚生労働省告示第四百八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項の規定に基づき、職務経歴等記録書の様式を定め、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理 国務大臣 山口 俊一

職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の様式は次のとおりとする。

（以下略）